

岩手県告示第551号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）による指定を受けた指定医療機関が次のとおり診療所を廃止した。

平成28年6月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 医療機関の名称   | 所在地               | 廃止年月日     |
|-----------|-------------------|-----------|
| 森山歯科クリニック | 奥州市水沢区東中通り二丁目2番3号 | 平成27年4月1日 |